

Title	〔最高裁民訴事例研究 一三九〕 自己の債権額の限度で配当を受けた債権者と配当異議申立の利益
Sub Title	
Author	石渡, 哲 (Ishiwata, Satoshi) 民事訴訟法研究会 (Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.10 (1976. 10) ,p.93- 97
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19761015-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

集手続が複雑な株主総会において、総会自身が招集権者を決定するためには、それが適法な招集手続によつて成立しているほか、招集通知にその旨が議題として明示されていることが必要である。その意味では、このような定款規定は招集権者の決定を取締役に委ねたものであり、総会自身に決定させることは予想していないと解するのが妥当であろう。従つてこの点の問題は、本件の解決に當つて影響がないと解するほかないが、ただ、本件で問題となつているような小規模な会社の場合を考えると、総会の招集権の決定に関する商法の規定にはゆとりがなく、何となくどこちなさの残ることは否定できない。

本件のような事例は、当事者が法律的に行動しているわけでもなく、不渡手形が生じて経営が困難になつたため、株主が集まつて相談したがなかなか意見がまとまらず、やがて会社支配権の争奪が始まつたという事例である。本件は原審の請求を認容した一審だけで

〔最高裁判事例研究 一三九〕

昭和五〇三（最高民集二九卷一〇号一六一四頁）

自己の債権額の限度で配当を受けた債権者と配当異議申立の利益

配当異議事件（昭和五〇・一一・二八第三小法廷判決）

X₁（原告）に対する強制執行としての本件競売が申立てられたところ、X₁・X₂（原告・被告・被控訴人・附帯控訴人・被告原告人）およびY（被

確定しており、その点から見ても法律적으로というよりも、経済的な関係で自然に解決された事件という感じが強い。そうした事情に注目した裁判所が事件の解決に當つて、本件総会決議は代表取締役以外の者が招集した集会でなされたもので不存在であるとして、ほとんど疑問をさしはさまずに結論を導いた点は理解できないことではない。従つて判旨の結論は適切なるものであろうが、それにしても、解明すべき問題点の多くを残していることは前述したとおりである。要するに本件は、株主総会の招集権者をめぐる新しい事例であつただけに、法律的にはもう少し事柄を明らかにして、結論に進む必要があつたのではないかと考える。

附記 本件については前田重行助教授（ジュリスト五七三号一二二頁）の判

例研究があり、判旨に賛成されている。

高鳥 正夫

告・原告・控訴人・附帯被控訴人・原告人）が配当要求を申立てた（X₁の配当要求債権額は一、七九二、二三八円、X₂のそれは五、三二四、三四九円、Yのそれは二、一〇〇、〇四七円）。配当裁判所はX₁に二五一、四二四円を、X₂に七四六、六四〇円を、Yに二九四、三三六円を配当する旨の配当表を作成した（三名への配当額の合計は一、二九二、四〇〇

円)。配当期日において、 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ はYの、Yは $X_1 \cdot X_2$ の債権につき異議を申立てた。異議が期日に完結しなかつたので、 $X_1 \cdot X_2 \cdot X_3$ はYを被告とし、Yは $X_1 \cdot X_2$ を被告として配当異議の訴を提起した(第一審判決書では、 X_1 が原告、Yが被告として表示されている)。

第一審裁判所は $X_1 \cdot X_2$ の債権の存在を否定した。Yの債権については、三八三、一五六円の限度でその存在を認めたりえて、右金額全額をYに配当すべく、配当表を更正した。 $X_1 \cdot X_2$ の配当額については以下のように判断された。「……原告らの本件配当表更正請求はいずれも理由がないけれども、原告相互間においては X_1 および X_2 に対する配当につき異議を申立てていないのであるから、前記係争配当額中被告に対し配当すべき金額を控除した残額金九〇九、二四四円については、右原告兩名にその配当要求債権額に応じて按分して配当すべく、その結果 X_1 に対する配当額が金二二八、九八六円、 X_2 に対する配当額が金六八〇、二五八円となることは計数上明白である。控訴裁判所も $X_1 \cdot X_2$ の債権の存在を否定し、Yの債権については三七七、七五〇円の限度でその存在を認めたりえて、第一審裁判所と同様の考えに基づき、Yには債権の認定額全額を配当すべく、 X_1 には二三〇、三四七円を、 X_2 には六八四、三〇二円を配当すべく、配当表を変更した。

Yが上告。上告代理人は、原審が $X_1 \cdot X_2$ の債権の存在を否定しながら、 X_1 と X_2 の間においては相互に異議がない、との理由で、兩名に対してなお前記の金額が配当されたことは、許されるべきでなく、右の額は配当残余金として債務者に返還すべきであり(最判昭和四〇年四月三〇日を引用)、特に、 $X_1 \cdot X_2$ への配当は配当残余金に対する他の債権者の債権行使の妨害になる、と主張した。

最高裁は以下のように判断した。「配当異議債権者は、自己の債権額の

限度で配当を受けた場合には、相手方に対する配当につき異議を申立てる利益がないものと解すべきところ(最高裁昭和三年(オ)第六七四号同三五年七月二七日第一小法廷判決・民集一四卷一〇号一八九四頁参照)、原判決は、上告人の債権を三七万七五〇円と認定したうえ、右債権額の限度で配当表の変更を命じているのであるから、上告人としては、もはや被上告人兩名に対する配当につき異議を申立てる利益がないものというべく、したがつて、本件は上告の利益がないものといわなければならない。」

裁判官全員的一致で上告棄却

(X_1)(新美)は、 $X_1 \cdot X_2$ とともにYを被告として配当異議の訴を提起したが、控訴審判決書においては、「訴外新美幸雄」と記載されている。この間の事情は判例集の記述からは判然としない)

上告の利益の否定には賛成であるが、上告は棄却ではなく却下されるべきであつた。

一 競合債権者の一部が他の一部の(配当表上の)債権者を被告として配当異議の訴を提起し、裁判所が被告の債権の存在を否定した場合、配当表をいかに更正し、各債権者にどれだけの額を配当すべきかについては、以下の見解が対立している。ここでは便宜上、債権額均等のA・B・C三名の債権者が配当に参加し、配当金総額が一〇〇万円であり、したがつて配当表上は三名に各四〇万円ずつ配当されたところ、Bが配当異議訴訟でCに対する異議を貫徹し、Cの債権が存在と認定され、Cへの配当額四〇万円が取消されるべき場合を例として、各説の処理の仕方を掲げよう。第一説は、Cへの

配当額四〇万円をそのままBに与え、Bの配当額を八〇万円とする（ただし、それがBの債権額を超過することになれば、超過分は債務者に交付する）。結局、Aへの配当額は四〇万円、Bへの配当額は八〇万円、Cへの配当額はゼロになる（通説といえよう。松岡・強制執行要論中巻・一三〇〇—一頁。伊東・判批・民訴法研究・四九三頁以下。宮田・判解判解民昭和四〇年度一二二頁。井口・配当異議の訴の判決の効力が及ぶ範囲・実例法学全集民訴下・二二一頁以下。霜島・判批・法協八三卷一—号一二七八頁。最判昭和四〇年四月三〇日民集一九卷三三〇七—八二頁）。第二説は次のような処理をする。Cへの配当額四〇万円はA・Bに按分し、Bは按分された額二〇万円以上はAに対する関係では保持しえないと解されるから、Bには二〇万円を追加する。Aへの追加分二〇万円はAが異議を申立てていないため、現実にはこれを追加しえないから、なおCに留保する。結局、Aに四〇万円、Bに六〇万円、Cに二〇万円を配当する（兼子・増補強制執行法三二七—八頁）。第三説は、現行法が平等主義を採っていること、および配当に参加している事実からAの意思は正当な配当を求めらるることであると推測されることを根拠として、Cへの配当額を按分した額をA・B兩名に与える。結局、Aへの配当額は六〇万円、Bへの配当額も六〇万円、Cへの配当額はゼロになる（高井・判批・法学研究四〇巻五号一—三三頁）。

この問題に対する態度決定は、必ずしも、本件においては結論を左右するものではないと思われるが、一応私見を述べておこう。

前記各説のうち、第三説は判決の相対効と矛盾する（伊東・前掲判批四九四頁。霜島・前掲判批一二七頁）。私見によれば、配当異議訴訟における原告勝訴の判決は配当表の変更ないし失効という形成効を有

する（ただし、同訴訟を確認訴訟とみる見解も有力である。同訴訟の性質についてはここではこれ以上たちらない⁽¹⁾）。判決の形成効が総じて対世的であるのか、あるいは、形成効は本来は相対的であり、判決の効力の拡張規定（例えば、商法一〇九条一項）がある場合のみ、それが拡張されるのかは、争われている。この問題一般についてはここで論じる余裕はないが、配当異議訴訟の判決の形成力については私は次のように考えている。たしかに、配当手続には複数人（競合する債権者・債務者）が関与しているのであるから、関与者すべてに一律に判決の効力を妥当させることが、それゆえ対世効の肯定が、合理的であると思えるかもしれない。しかし現行民訴法は、各債権者が別個に配当異議の訴を提起することを予定しているとともに、かようにして提起された各々の訴に対して裁判所が個別に裁判することをも予定している。民訴六三六条後段はかかる場合の処理の仕方規定するものである（強制執行法案綱案第二次試案第二百七十五第四項後段も同趣旨の規定である）。そこで、この規定から、現行法上は、自己の正当な配当額の主張は各債権者自身の責任とされ、同時に各債権者には、自己の債権の満足を要求することについての利益のみが肯定されていることが判明する。そうであるとするれば、判決の効力は相対的であると解される。逆に、もし現行法が配当異議訴訟の判決にも対世効を付与する趣旨であれば、商法一〇五条三項のごとく、数個の訴が提起された場合には、弁論の併合を強制したのである。要するに、配当異議訴訟の判決には対世効は否定されるから（諸説が一致して認める。注解強制執行法(2)五五八頁（丹野）、および同頁注①に引

用の文献)、第三説には賛成できない。

第一説および第二説はいずれも判決の相対効とは矛盾しない(伊東・前掲判批四九四頁³⁾)。

第二説は、その債権の存在が否定されたCにもなおながしかの配当がなされる点で賛成できない(井口・前掲論文二二二頁。宮田・前掲判解一一二頁。高井・前掲判批一三三頁。そのほか、第二説に対する詳細な反論はすでに伊東教授によりおこなわれている。伊東・前掲判批四九五頁以下)。

他方、第一説に対しては、同説は現行法が採用している平等主義に反するのではないか、との疑問が提起されている。すなわち、先の例に即していえば、Bに、本来彼に配当すべき金額(六〇万円)以上の金額(八〇万円)を配当することになってしまふ、というのである(高井・前掲判批一三三頁。結論として第一説を採るが、第二説の方が平等主義と結びつく論じるのは、霜島・前掲判批一二七頁)。しかし、平等主義は、権利を主張した者が、その債権額に應じた満足を受けることを要請するものであるところ、設例で配当異議手続においてはBのみが権利を主張したのであるから、同手続内であらたに与えられるべき金額、すなわちCに配当されることになっていた四〇万円がBにのみ与えられることは平等主義に矛盾しない(複数の債権者が他の債権者を被告として配当異議の訴を提起し、被告の債権の存在がそれぞれの原告に対する関係でも否定された場合に、被告への配当を各原告の債権額に應じて按分した額を彼等と与えることによつて、平等主義の要請は達せられる)。したがつて第一説に賛成すべきである。ちなみに、宮田氏は、第一説による結果を正当化するため、この結果は、他の債権者

が「異議申立および異議訴訟をなしうる地位にあるのかかわらずその権利を行使しないことによるものである」、と述べておられる(宮田・前掲判解一一二頁。井口・前掲論文二二二頁も同旨。かような説明に対して疑問を提起するのは、伊東・前掲判批四九四頁)。私は、他の債権者の権利不行使からだけではなく、それに配当異議訴訟の原告となつた債権者の権利行使という事実が加わつて、はじめて右の結果が正当化される、と考える(権利の不行使だからであれば、行使しなかつた者の配当額が増加しない、ことが正当化されるにすぎず、行使した者の配当額の増加は正当化されないのではなからうか)。

二 本件第一審裁判所および原審は、 $X_1 \cdot X_2$ の債権の存在を否定しながら、Yへの配当の残余金を彼等に留保した。その際兩裁判所は前記第二説のごとく、 $X_1 \cdot X_2$ に配当されることになつていた金額を、Yと他の債権者との間で各自の債権額に應じて按分したうえで、Yに与えたのではなく、單純にYの債権額に満つるまで同人に与え、超過分を $X_1 \cdot X_2$ に留保したようである(判例集の記載からはそう推測される)。したがつて兩裁判所は配当額の更正につき従来の学説にはみられなかつた方法を採用したといえる。これに対して上告代理人は、第一説にしたがつて処理すべき旨を主張した。しかしながら本件では、上告人Yは、自己の債権額として原審が認定した金額の限度で配当を受けることになつていたので、第一説にしたがつて配当額を決定するとしても、Yに与えられる金額が増加するわけではない。もちろん、債権額自体がより多額であると認定されれば、Yに与えられる額も増加するであらう。しかし、債権額の認定は事実審の

専権事項であるから、これに関する不服は控訴理由とはなつても、上告理由とはなりえない。上告理由において上告代理人がYの債権額の認定および同人への配当額については何の不服も述べず、もつばら $X_1 \cdot X_2$ への配当の留保を非難し、それが他の債権者の債権行使を妨害すると主張し、また、係争の配当部分からYに配当した残余は債務者に交付すべきであると要求しているのは、おそらくそのためであらう。

たしかに、 $X_1 \cdot X_2$ への配当の留保は、前述のごとく、不当である。しかし、すでに述べたように、現行法上は各債権者には、自己の債権の満足を要求することについての利益のみが肯定されているのであるから、債権者が他の債権者の債権行使の妨害を主張し、また自己への配当の残余を債務者に交付することを要求する利益は、否定されていると解さざるを得ない。

かくして本件においては上告の利益は否定されるのであり、この点で判旨は妥当である(ただし、債権者が自己の債権額として認定された金額の限度で配当を受けたときでも、債権額の認定自体を争いうる場合——控訴の場合——には、債権者は異議を申立てる利益がある)。

三 最高裁は、上告の利益を否定したうえで、本件上告を棄却している。わが国の実務では、訴の利益が否定された場合にも、権利保護請求権説の影響により、請求棄却の判決が下される場合が多いが、最高裁が本件で上告を棄却したのも、同様の思考方法によるのであらう。しかし、訴の利益は訴訟要件であり、これを欠く訴は却下されるべきである(三ヶ月・権利保護の資格と利益・民訴法研究一卷・

三八—九頁)のと同様に、上訴の利益は上訴の適法要件であり、これを欠く上訴も却下されるべきである。したがつて、最高裁が本件上告を棄却したことは、首肯しえない。

(1) 確認訴訟説を採るのは、兼子・前掲書二二五頁。中野・配当手続の性格・強制執行・破産の研究・一八七頁以下。この問題については、中野・前掲論文、および石川・判批・訴訟上の和解の研究・二五一頁以下参照。

(2) この問題については、例えば、本間・形成力について・民訴雑誌一四号七六頁以下参照。

(3) 両説とも判決の相対効を自説の根拠としている。例えば、井口・前掲論文二二三頁。兼子・前掲書二二七頁。ただし、高井・前掲判批一三二頁参照。

(4) なお、判決理由で参照されている、最判昭和三五年七月二七日は、配当表を変更しても自己に對する配当を受けることができない者が配当異議の訴を提起する利益はない、とするものである。本件のYは、自己に對する配当を受けることができないう者ではないが、この判例に示された考えは、本件で示された考えと共通する。ただし、この命題は一般論としては正しいが、この事件には妥当しない。この点につき、井上(正三)・判批・民商法四四卷三号一四九頁以下参照。

石波 哲

追記

脱稿後次の本件評釈が發表された。竹下・判例評論二〇〇号一五二頁以下。福永・民商法七四卷六号一三〇頁。

一九七六年七月二日稿